

令和 2 年 5 月 14 日
中国電力株式会社

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

原子力災害対策特別措置法第 7 条（原子力事業者防災業務計画）に基づき、「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要否を検討した結果、以下のとおり修正を実施します。

1. 主な修正内容

(1) 原子力災害対策指針及び通報規則等の改正に伴う修正

原子力災害対策指針，原子力規制委員会規則等（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（以下「通報規則」という。），緊急事態区分を判断する基準等の解説）の改正等を踏まえ，原子力災害発生時の通報・連絡基準を修正する。

(2) 国土交通省自動車局の組織再編に伴う修正

国土交通省自動車局の組織再編に伴い，通報経路を修正する。

(3) その他，修正内容

- ・ 原子力防災資機材の配置場所見直しに伴う修正
- ・ 燃料プール水位測定用資機材の追加
- ・ 記載の適正化

以 上